

懲戒処分等の公表について

職員に対して懲戒処分を行いましたので、その内容を公表します。

1 処分を受けた者の所属・階級・年齢・性別

富士山南東消防本部 警防救急課 消防司令補 49歳 男性

2 処分等の種類： 懲戒処分（停職6ヵ月）

3 処分の時期： 平成30年11月20日

4 処分等の事由

平成30年11月11日（日）午前8時頃、原動機付自転車で通勤途上であった当該職員が、方向指示器を出さずに交差点を右折したことにより警官から停止を求められ、聴取中に酒気帯び運転が発覚し検挙されたもの。

5 管理監督責任

消防職員が公務員としてあるまじき非違行為を行ったことは、管理監督者等の立場にある者の責任は重大であり、それぞれの職責に応じて懲戒処分に準ずる措置を下記のとおり行う。

訓 告（管理者）： 消防長

訓 告（消防長）： 消防次長、警防救急課長

口頭注意（ 〃 ）： 警防救急課課長補佐

6 再発防止に向けた取組み

事件の重大性に鑑み、全職員に対して法令の遵守、綱紀粛正について再度徹底を指示するとともに、次の取組みを行うこととしました。

- ・朝礼や点検時等、節目、節目に管理監督職員等が、飲酒運転の事例や撲滅、綱紀粛正について訓示する。
- ・飲酒運転による悲惨な結果を認知させるため、飲酒運転による事故事例や社会的影響などに関する情報を庁内イントラへ掲示し、周知する。